別記第三十号の二様式所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

(39)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(40)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有（内容:　　）・無

(41)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(42)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

(1)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(4)在留期間更新後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(5)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(6)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(7)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(9)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無
有・無

(10)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無

(11)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(12)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無（当該事項が定められている場合に記入）
有・無

(13)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入）

(1)氏名又は名称　　(2)法人番号（13桁）

(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)住所（所在地）　　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　月　日

(8)支援を行う事務所の名称　　(9)所在地

(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料（月額／人）　　円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。